

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第5回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

| | | | |
|------|-----------------------------------|--|--|
| 開催日時 | 令和元年8月7日(水) 午前9時58分～11時15分 | | |
| 開催場所 | 鹿児島合同庁舎 第2会議室 | | |
| 出席者 | 公益代表委員 (2名) | 石塚孔信 竹中啓之 (敬称略) | |
| | 労側委員 (2名) | 新内親典 日高実禎 (敬称略) | |
| | 使側委員 (3名) | 岩重昌勝 岩元義弘 濱上剛一郎 (敬称略) | |
| | 事務局 (5名) | 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 田代賃金室長補佐 中山専門監督官 | |
| 議題 | 1 令和元年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他 | | |
| 配付資料 | 1 令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況 | | |

○ 石塚部会長

おはようございます。定刻までもう少しありますが、皆さんお揃いのようなので、ただ今から、令和元年度第5回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本日の部会の成立につきまして、事務局よりご報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

本日は、公益側委員2名、労働者側委員2名、使用者側委員3名の、合わせて7名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、本部会は有効に成立しております。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。本会は有効に成立しておりますので、早速審議に入りたいと思います。まず、事務局から資料を説明してください。

○ 田代室長補佐

私から、本日の資料につきまして、説明させていただきます。

これは、昨日までの令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況です。昨日の資料から追加されたのは、Cランクの上から2番目と3番目、岡山、石川、それにDランクの一番下の沖縄が、目安額+2円の790円になっております。ご確認をお願いします。

簡単ではございますが、以上で本日の資料につきましての説明を終わらせていただきます。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

○ 石塚部会長

昨日の審議では、主に次のような主張が、労使双方からございました。

労働者側からは、今年の影響率は、労働者側が主張する39円の場合は14.02%、30円のときでも12.97%で、いずれも29年度や30年度の影響率より低いので、検討できる金額だと考えている。賃金構造基本統計調査のパートタイム労働者の賃金データや、協会けんぽによる標準報酬月額データでは、2018年は2017年よりも上がっている。協会けんぽの適用事業所数、被保険者数のデータを見ても、いずれも増加しており、最低賃金を大幅に上げたことの悪影響は無いのではないか。それから、最低賃金は、生活保護を下回ってはいないが、単身者がこれだけでアパートを借りて生活するのは難しい。「普通の生活ができる賃金」にしたい。また、既に結審した局を見ると、福島以外のDランクは790円に集中するのではないかと。2年連続して最下位になると、「鹿児島県の経済は最下位」のマイナスイメージが、固定するのではないかと。などとして、前回と同じ30円を、重ねて主張されました。

使用者側からは、労働側が示されているデータは、統計上の平均的な賃金水準であり、最低賃金ではない。大幅な引上げをすると、高齢者や軽作業しかできない労働者が、雇用の場を失う。それから、マイナスイメージを避けるため、単独最下位は避けたいが、中小零細企業が多い鹿児島にとって、30円や29円の引上げは急激すぎる。というような見解が述べられ、28円の金額が提示されました。

今のところ、労使双方で30円と28円という2円の開きがございますので、本日は先ず平場で、お互いに再検討していただいた結果などのご意見をお聞きして、合意できるかどうかご審議をいただき、平場で合意に至らなかった場合には、個別協議を重ねて、結論に近づけていきたいと思っています。

このような流れで本日の審議を進めて参りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

よろしいですね。異論が無いようですので、この場で労使双方が再検討されたご意見をお伺いいたします。それでは、まず労働側から、続いて使側からご発言をお願いします。

○ 新内委員

様々な角度から見まして30円は不可能ではないと思います。ただイメージ的に、30円の引上げは全国でのイメージが、20円台と30円とではイメージも違いますし、やはり結審に向けてということであれば、労働側としては歩み寄りをしなければいけないということですので、労働側としての最終的な金額としては、「29円引上げて790円にする」というのが、労働側の提案であります。以上です。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございます。では、使側はいかがでしょうか。

○ 瀬上委員

私共も、いたずらに伸ばしたくはないので、今日で結審とは思っておりますので、ちょっとこの後、個別で。

○ 石塚部会長

今のところ、労側からは30円のところは何とかしたいということですが、他の地域等の状況ですとか上げ幅のイメージを考えて、29円であればということで、29円の金額提示がありました。

使側はもうちょっと話をしたいということなので、現状では、使側は28円ということになります。

それでは、質問、ご意見は出尽くしていますので、これから個別協議に入りたいと思います。

先ほど使側が少し話をしたいということでしたので、まず使側からお話させていただきます。

(公使個別協議)

(公労個別協議)

○ 石塚部会長

それでは、再開します。当専門部会は、7月30日の第1回専門部会から本日まで5回に亘り審議を重ねてまいりました。

公益委員としましては、全会一致を目標に、個別協議を行いながら各側の主張をお聞きして、公益委員の意見も労使各側に十分にお伝えし、ご協力をお願いしてきたつもりでございます。

しかしながら、労働者側は29円、使用者側は28円を主張されております。

公益委員としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、ここまで一致を見るに至っておりません。

ここで、公益見解を示し、最終的に採決により賛否をお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、ここで公益委員において協議して、公益委員見解をまとめるために15分程度、休憩をとりたいと思います。この後10時35分より再開いたしますので、よろしく申し上げます。

(休 憩)

○ 石塚部会長

長らくお待ちいたしました。それでは再開します。

公益委員見解を申し上げます。公益委員見解は、労働局長からの諮問にもありました6月21日の2つの閣議決定いわゆる「骨太の方針」に配意し、また、中賃の考え方に基づいて比較すると、最低

賃金が生活保護を下回っていないという点も確認したうえで、以下の公益委員見解、これはお手元に公益委員見解があると思いますけれども、全文を読み上げたいと思います。

公益委員の見解

令和元年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

- ① 中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「「経済財政運営と改革の方針 2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業計画に関する実行計画」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。」とされているところであり、この公益委員見解のDランクの目安額 26 円を最大限参酌することとした。
- ② 生計費に見合った賃金の確保や非正規労働者の処遇改善、地域間格差の縮小を図ることが急務であるにもかかわらず、新規学卒者の半数以上が県外へ就職していく現状の中で、県内からの人材流出に歯止めをかけ、人材確保と地元への定着を促す必要があるという労働者側からの見解について考慮した。
- ③ 中央最低賃金審議会の目安答申に合理的な根拠を見出せない中、当県においては、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、全国と比較して厳しい経営環境を強いられていることや、人手不足が続く中、人件費や原材料費の値上げによる経費上昇が価格に転嫁できず収益状況が悪化して、雇用の削減や清算・廃業への危機感をもつ事業者も多いという厳しい経営実態にも配慮する必要があるという使用者側からの見解について考慮した。
- ④ 地域経済の活性化には消費が増えていかなければならないが、明治維新 150 周年が終わり、関連の事業が終了した中でも景気は緩やかに改善している状況にあるとされており、今後、労働者の確保を図りつつ、企業収益の更なる改善によって、個人消費を喚起して、経済を好循環に導いていく必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、29 円上げて、令和元年の最低賃金を 790 円としたい。

以上が、公益委員見解でございます。

ということで、令和元年の鹿児島県最低賃金については、29 円上げて 790 円とする。適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないものは、従来どおりとする。効力発生日は、法定どおりとする。

この見解をもって、当専門部会の結論としてよろしいかどうか、採決したいと思いますが、その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 平松賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条及び第 6 条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決める」となっております。

以上でございます。

○ 石塚部会長

議事の決め方につきましては、ただ今事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、お諮り致します。

公益委員見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益委員1名、 労働委員2名、 使側委員0名、 合計3名)

○ 石塚部会長

続きまして、反対の委員は挙手をお願いします。

(公益委員0名、 労働委員0名、 使側委員3名、 合計3名)

○ 石塚部会長

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は3名、反対の委員は3名でございます。

その場合に、先ほどの議事の決め方のおりに「可否同数のときは、部会長が決める」となっておりますので、ただ今の公益委員見解を当専門部会の結論とすると、私の方で決定したいと思います。

なお、この結論は、本審に私から報告することになります。部会報告書の作成について、事務局から報告をお願いします。

○ 平松貸金室長

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年度までと同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、その別紙として、これを示す資料を添付させて頂きたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 石塚部会長

結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを、別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

ありがとうございます。事務局は報告文を準備してください。

それまでの間、5分間休憩にします。11時15分くらいまで、お休みください。

(事務局が報告文作成の間、休憩)

(報告文を部会長に、報告文写しを各委員へ配付)

○ 石塚部会長

それでは、報告文を読み上げます。

令和元年8月7日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月9日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより平成29年10月1日発効の鹿児島県最低賃金(時間額737円)は平成29年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| | | | |
|---------|-------|-------|--------|
| 公益代表委員 | 石塚 孔信 | 竹中 啓之 | 松枝千鶴 |
| 労働者代表委員 | 喜納 浩信 | 新内 親典 | 日高実禎 |
| 使用者代表委員 | 岩重 昌勝 | 岩元義弘 | 濱上 剛一郎 |

別紙1

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 790円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙2は、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について、地域別最低賃金が737円、平成29年10月1日発効、生活保護費が88,307円、1か月の最低賃金による換算額が105,419円ということで、

生活保護費と鹿児島県最低賃金を比較したとき、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかったということで、別紙2はその説明になっております。

以上が、この報告文となりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

長時間のご審議、どうもありがとうございました。本日が最後の部会ですけれども、事務局より何かございますか。

○ 田代室長補佐

専門部会の結審に伴います本審の開催につきましては、第1回本審では、「結審した時間帯により15時半頃から」とお伝えしておりました。昨日、ご連絡した際のご回答は、山口委員が15時半なら欠席、18時は出席、岩重委員が15時半なら出席、18時は欠席とのご回答でございましたが、その他の委員はどちらでも出欠が変わらない状況でございます。本審終了後に必要な公示を確実にを行うため、第3回本審は、本日の午後3時半から、場所は同じこの会場で開催させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、第3回本審は本日の午後3時半から、この場所で開催となりますので、よろしくお願いたします。

本日が最後の専門部会ですが、事務局より他に何かありますか。

○ 笹川労働基準部長

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げます。

今年の中賃の日安が遅くなったということで、非常にタイトな日程でありましたけれども、本日まで5回に亘って部会を開催し、審議していただきました。委員の皆様におかれましては、今年度も、非常にご多忙の中お集まりいただき、真摯なご審議をしていただきまして、心から御礼申し上げます。

今回の結論につきましては全会一致とはなりませんでしたが、公労使の方々がそれぞれのお立場で、多大なご尽力と精力的な議論の上で出された結論であり、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、この後3時半から第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

今回の審議にあたりましては、誠にありがとうございました。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは最後に、議事録署名者を指名いたします。労働者側は新内委員、使用者側は濱土委員をお願いいたします。

それでは、これもちまして、第5回専門部会を閉会します。どうも長時間ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
